

横植協会 06-30 号
令和 7 年1月10日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

輸入種子(主にトマト、トウガラシ種子)関係

【タイ産トマト種子からの *Columnnea latent viroid* (CLVd)の検出
に係る対応について】

農林水産省植物防疫課から下記の情報提供があったのでお知らせします。

記

今般、輸入済のタイ産トマト種子から(CLVd)が検出された事例を受け、その侵入防止のため、(1)タイ側に原因究明と改善を要求。(2)タイ側の検疫措置が問題ないと判断されるまでの当面の間、植物防疫所は輸入検査を強化することとします。

なお、対象期間は令和7年1月10日から当面の間。

詳細は、別添「タイ産トマト種子からの(CLVd)の検出に係る対応について」説明資料を参照願います。

以上

令和7年1月9日

タイ産トマト種子からの *Columnea latent viroid* (CLVd) の検出に係る対応について

1. 経緯

- (1) CLVdについては、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の26項で、対象地域に輸出国での精密検定（種子の検定は、4,600粒について、RT-PCR法等による検定を行うこと）を求め、CLVdに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。主な宿主植物はトマト及びとうがらし種子。
- (2) 令和6年10月、タイ産トマト種子について、植物防疫所の輸出検査において、CLVdを検出。

2. 緊急的な対応

今般の事例を受け、農水省ではCLVdの侵入・まん延の防止のため、次の対応を実施する。

- (1) 植物防疫課は、タイ側に原因究明と改善を要求。
- (2) タイ側の検疫措置が問題ないと判断されるまでの当面の間、植物防疫所は輸入検査を強化。
- (3) 既に輸入済みの種子については、種苗業者に、流通前に在庫種子の点検を行う等健全な種子を供給するよう要請。

3. 輸入検査の強化

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、タイから輸入されるCLVdの宿主植物

(2) 期間

令和7年1月10日から当面の間（タイ側から原因究明と改善措置が講じられ、輸入検査の強化が不要と判断されるまで）

(3) 検定方法

次の数量について、CLVdを対象とした遺伝子検定の実施

植物	検定対象
種子	4,600粒（同一の検査単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該種子数の10%）
生植物（種子及び果実を除く。）	検査単位ごとに1%の生植物から若葉（最低1葉）をサンプリングし、検定

4. 種苗業者への要請

以下のとおりの対応にご協力をお願いします。

(1) 輸入済み種子への対応

- ・タイ産トマト種子から CLVd が検出された事例が確認されたことから、種苗会社においては、流通前に在庫種子の点検を行う等健全な種子を供給すること。なお、検定方法等技術的支援が必要な場合には、植物防疫所が支援する。
- ・育苗・栽培時、CLVd の疑似症状が観察された場合、植物防疫所へ連絡すること。

(2) 今後の輸入への対応

- ・検定に時間を要する場合があるため、余裕を持った輸入計画を立てること。
- ・タイからの宿主植物が輸入停止とならないよう、清浄な種子を調達するとともに、特定の国に依存することなく、調達先を分散させる等リスクを分散させること。

(参考)

CLVd の宿主植物

種子	とうがらし及びトマト
生植物（種子及び果実を除く）	グロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、ソラヌム・ストラモニーフォルウム、とうがらし、トマト、ネマタンツス・ウェッツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドウラタ